

協同組合運動の哲学 —シチズンシップと協同組合—



中川 雄一郎
Nakagawa Yuichirou
●明治大学大学院 教授

はじめに

1980年10月にモスクワで開催された国際協同組合同盟（ICA:International Co-operative Alliance）第27回大会に提出され、満場一致で採択されたA.F.レイドローの『西暦2000年における協同組合』（以下、『レイドロー報告』）は、世界の協同組合運動に対してきわめて刺激的な、しかも運動の現状を批判する言葉を投げかけることから始めている。

歴史を振り返ってみると、協同組合は「信頼性の危機」（第一の危機）、「経営の危機」（第二の危機）そして「イデオロギーの危機」（第三の危機）に直面しては、それらの危機を克服することで「成長と変化の三段階」を経験してきたのであるが、現在は再び「イデオロギーの危機」に直面しているとレイドロー報告は次のように論じた⁽¹⁾。

「しかし現在、さまざまな協同組合システムがしっかりと確立されているところで、第三の危機に直面しているのである。それはイデオロギーの危機と呼びうるものである。協同組合の真の目的は何なのか、他のものとは違う企業として独自の役割を果たしているのか、といった疑問に苛まれてこの危機が起きているのである。もし協同組合が商業的な意味で他の企業と同じように能率を上げることに成功しさえすれば、それ以上のことは何もしなくてもよいのだろうか。また協同組合は他の企業と同じような事業テクニックや事業手法を用いさえすれば、それだけで組合員の支持と忠誠を得る十分な理由となるのだろうか。さらに、もし世界が奇妙な、時には当惑させられるような道筋で変化しつつあるなら、協同組合もそれと同じ道筋で変化していくべきなのか、それともまったく違った方向に

進み、別の種類の経済的・社会的秩序を創ろうとしてはいけないのか。」

レイドロー報告の目的は「このような疑問を詳しく検討し、同時に20世紀末へ向けての協同組合運動の展望をはっきりさせること」だと記されていることから、われわれは、レイドロー報告で強調されているこのような疑問こそ、実は、「イデオロギーの危機」の大きな要因であることを明確に理解しておかなければならぬだろう。

ところで、われわれは、レイドロー報告を読み、考察し、そして検討を加える場合、しばしば、「三つの危機」に言及している第Ⅰ章「1980年大会における展望」から「四つの優先分野」が提起されている第Ⅴ章「将来の選択」までをその範囲として論じる傾向がある。しかしながら、レイドロー報告には第Ⅵ章「主要な課題と解決すべき問題点」が提示されており、協同組合運動の将来の発展のための問題提起が全体論的な視点から簡潔になされているのである。私は、「協同組合運動の哲学」を追究しようと試みる本論としては、この第Ⅵ章で提示されている「主要な課題と解決すべき問題点」が「協同組合運動の哲学」を示唆する一つのポイントを提供してくれるかもしれない、と考えている。というのは、提案・採択されてから「一世代30年」を経たレ

イドロー報告を現在の協同組合運動の動向や特徴それに条件などと付き合わせて再検討することによって、21世紀における協同組合運動のアプローチや展開の方針を思考し、探究するための諸要素を構成することが可能となると思われるからである。この点については既に日本協同組合学会春季研究大会(2010年5月)での座長問題提起が明示しているところでもある。すなわち、

「(われわれは「レイドロー報告30年」の今日にあって)世界と日本の協同組合運動とそれをめぐる環境・条件のその後の動向がどのように展開しているのか、同報告の基本視点や提起された課題は大きく変化したのか、それともその問題提起はより深化したものと受け止めるべきかについて議論・検討を加えなければならないだろう。そして今日における世界と日本の社会・経済的基本問題が一体何であり、それに対する協同組合運動の課題は何であるのかが議論・検討されなければならないのである。」

このような問題意識が多くの協同組合人の間で確認されるようになる時には、その基底では「協同組合運動の哲学」が必ず脈打っているのであるから、本論はまずその問題意識を映し出す協同組合運

動の「主要な課題と解決すべき問題」のいくつかに論及することから始めることにしよう。

「主要な課題と解決すべき問題点」から

レイドロー報告はこの第VI章の扉に「民主主義社会の健全性は、個々の市民が果たす諸機能の質によって測られよう」というアレクシイー・ド・トクヴィル(編集部注：フランスの歴史家・政治思想家、1805-1859)の言葉を掲げている。トクヴィルのこの言葉は含蓄のある言葉である。これは一後に論及される一市民の「自治・権利・責任」を支える「参加の倫理」をコアとする「シチズンシップ」(編集部注:市民精神。『広辞苑』によれば、ここでいう市民とは公共性の形成に自律的・自発的に参加する人々。精神とは知性的・理性的・能動的・目的意識的な心の働き)と大いに関連することになる。おそらく、レイドローは、トクヴィルのこの言葉に、彼が自らの報告で論じ、提起してきた現代協同組合運動の諸問題・課題の「目的地」を滲ませておいたのだろう、と私は考えている。

レイドロー報告の第VI章に記されている協同組合運動の「主要な課題と解決すべき問題点」は次の10項目である。

1. 将来の発展へ導く指導者はどこにいるのか。
2. 協同組合はそのメッセージを伝達することができるのだろうか。

3. 教育を奨励し、活性化することは可能か。

4. 政府の適正な役割は何か。

5. 必要な資金をどこに求めるか。

6. 特別なマネジメントが必要になるのだろうか。

7. 協同組合における女性の立ち位置と役割は何か。

8. 第三世界の協同組合を支援するのは誰か。

9. ICAの将来の役割は何か。

10. 将来に対する協同組合の関わりはどうのようなものか。

これらの各項目にはさらにいくつかの要を得た説明が加えられているので、ここでは「協同組合運動の哲学」の追究を目的とする本論の観点から、第1、第3、第6、第7、それに第10の五つの項目を取り上げ、各項目の説明を論究することでレイドロー報告がその内に含ませている「協同組合運動の哲学」にアプローチすることにしよう。

将来の発展へ導く指導者はどこにいるのか

レイドロー報告はこのことについて次のような説明を加えている。すなわち、協同組合の指導者に専門的職員だけでなく組合員から選出された「素人の指導者」も必要とされるのは—「経済的目的」と「社会的目的」という「二重の目的」を遂行

する機能と役割を与えられている—「協同組合組織の性格それ自体」に因るのである。ただ単に協同組合を成功させるためだけでなく新しい社会を建設する目的をもって協同組合運動を進めていくためには、組合員から選出された男女の強力な指導者集団が存在しなければならない。専門的職員はしばしば協同組合を事業優先の組織とみなして経営するのに対して、組合員から選出された彼・彼女たちは—「最良の指導者」として—協同組合それ自体を目的化するのではなく、協同組合をより良い社会秩序を確立するための手段だとみなして経営に臨もうとするからである。

レイドロー報告が「指導者」のステータスをこのようない文脈で位置づけているのは、レイドローの「協同組合セクター論」と関係している。そのことは、協同組合セクターが大きな経済・社会的支配力を擁する政府と大企業の「二大権力」に対抗し得る「拮抗力」 = 「第三の力」に成長するためには協同組合セクターの特徴的性格を十分に活かしきることの意味を強調していることから汲み取ることができる。それは次のことである。

(1) 協同組合は他の事業体—私的資本主義企業および公的企業—と異なる特徴的性格を持つものでなければならない：(a) 協同組合が他の事業体と異なるのであれば、両者はどのような

に識別されるのか、あるいは同じものとして認識されるのか。(b) 協同組合が他の事業体と異なるよう努力しないのであれば、そもそも協同組合でなければならない理由はないのである。(c) 協同組合の大きな強さは他の事業体が真似のできない、疑いなくユニークな特徴的性格を持っていることにある。

(2) 協同組合は二重の性質を有する：(a) 協同組合がその特徴的性格を維持するためには事業組織であると同時に社会運動体でなければならない。(b) 協同組合は、効率を高めようとする場合にはしばしば他の事業体を真似る傾向があるのに対して、社会的目的を追求する場合には自らを他の事業体とはっきり区別する特徴を際立たせる。

(3) 協同組合セクターにとって教育こそが最も重要である：(a) 協同組合に責任を負うすべての人たち—理事、役員、職員(従業員)、組合員—が十分かつ適切な情報を持たず、したがって、さまざまな事柄に精通しないのであれば、ある国の協同組合は利潤追求の資本主義企業になってしまふ可能性があるし、また他の国の協同組合は国家(政府)の補助組織になってしまふ可能性がある。

レイドロー報告がここで主張していることは、協同組合運動は「協同組合の

「アイデンティティ」を常に基底に置いて展開されなければならないこと、そしてそのために協同組合教育の実践を通じて「協同組合の価値」を理解し認識することでメンバーシップを、すなわち、参加を通じて組合員の「自治・権利・責任」を実質化していかなければならぬ、ということである。

教育を奨励し、活性化することは可能か

レイドロー報告はその全体を通して協同組合教育の重要性を訴えている。第Ⅲ章「協同組合一理論と実践」の「1.協同組合の本質」の冒頭で「今日、協同組合人の間に、理論やイデオロギーを避け、その代わりに『事業を優先する』という強い傾向が存在する。しかし、これは間違った態度である。どのような組織や制度も、まず第一に人びとが信じ、支持したいと思う考え方や概念に基づいて設立されるからである」と述べた後で、次のように論じて「協同組合の本質」に迫っている。

「社会-経済的システムとしての協同組合は、特定の概念や社会理論に依拠しているのではなく、相互扶助、より大きな力を求めて連帯する弱者の結合、利益と損失を公正に分かち合うこと、自助、共通の問題を抱える人びとの連合、金銭よりも人間を重視すること、搾取のない社会、さらにユートピ

アの追求といったような多くの考え方や概念を集めたものに基づいているのである。」

協同組合運動の理論や思想はこのようなさまざまな考え方や概念によって構成される緩やかな体系であり、それによっていわば実践を支える「協同組合の価値」が表明されるのである。そしてこの協同組合の価値は、協同組合教育の活性化によって正しく認識され、理解されて実質化されていくのである。レイドロー報告の第Ⅳ章「協同組合の活動とその問題点」の「3.教育の軽視」は、当時の状況を取り上げてこう強調している。「教育の軽視は、現在、大部分の国々の協同組合運動にかなり広がりつつある問題と言える。…大多数の協同組合は、その点で、教育怠慢の罪がある、と言ってよい」と。協同組合運動に対して「教育怠慢の罪」がある、と断罪したこの言葉は非常に重いと協同組合人は思わなければならない。それでは、1980年前後の「協同組合教育」がこのような状況であった⁽²⁾ことを反省し、現在それは大いに改善されているのか、と言えばそうではないだろう。レイドロー報告が「教育怠慢の罪」を犯している30年ほど前の協同組合人を戒めるためにゲーテの言葉を借りて訴えたことを現在の世代の協同組合人はどう受けとめるであろうか。「人は自分

が理解しないものを、自分のものとは思わない」、これである。

「教育を奨励し、活性化することは可能か」という訴えにレイドロー報告はこう断言している。

☆ 教育が純粹に商業的な問題や事業上の問題に限定されている限り、それはおそらく不可能であろう。しかし、教育ができるだけ広い視野に立って実施されるならば、教育の奨励と活性化は可能である。

☆ 協同組合が事業組織であると同時に教育組織でなければ、社会における協同組合の潜在的役割はその大部分が失われることになる。

☆ 将来のために人びとを教育するためには、これまで以上に大きな努力を払わなければならない（ミルチャー・マリーツアの言葉）。

協同組合教育に関わるレイドロー報告のこれらの問題提起は、すぐ後で見るようすに、100年以上も前のそれとほとんど違わないことが分かる。例えば、1882年にオクスフォードで開催された第14回イギリス協同組合大会でのアーノルド・トインビー⁽³⁾の「協同組合人の仕事は市民の教育である」との有名な言葉が浮かんでくる。彼のこの言葉は重要ないくつかの意味をわれわれに伝えている。その当時のイギリス協同組合オクスフォード

地区代表委員を務めていたトインビーは、何よりも「自治と公正と民主主義に基づく新しい社会の建設は協同組合における教育的成果の上に達成される」との期待を協同組合人に伝えるために、彼はこう強調したのである。「協同組合人の仕事は市民の教育である。何故なら、もしわれわれが協同組合運動の起源を考察すれば、われわれは、最も徹底して協同組合運動の理想目的と調和するものこそ教育における仕事である、ということに気づくであろうからである」と。

近・現代協同組合運動が「協同組合教育」を運動の最も重要な項目として掲げてきたことは、ロッチャード・ジードの「ロッチャード原則」や他の「ICA原則」の歴史が語っているところである。レイドロー報告もまた「協同組合の本質」を協同組合人に認識させるために「最も満足のいく、役立つ定義の一つ」としてシャルル・ジード(編集部注：フランスの経済学者・協同組合指導者、1847-1932)の協同組合の定義を取りあげている。「協同組合は、事業経営を手段として、共通の経済的目的、社会的目的および教育的目的を追求する人びとの集まりである」(傍点は引用者)。レイドロー報告は、協同組合運動の目的の一つとして「教育的目的」を明確に位置づけたジードの協同組合の定義に「協同組合の本質」を見て

取っていた、と言うべきであろう。

ジードとほぼ同時代の、有名な『ロッヂデールの先駆者たち』⁽⁴⁾を著したG.J.ホリヨークも「協同組合教育は協同組合運動に不可欠である」と考えていた。ホリヨークは、先駆者組合の教育体系を「人間的な倫理観」に拠って立つ人びとの「自助・自立・自己充実」の確立である、と次のように述べている。「協同組合は、自助に対して、他者の福祉を尊重するという条件を課している」。すなわち、協同組合運動の自助は、組合員相互の助け合いを通じた「協同に基づく自助」であるのだから、協同組合がそのための条件を満たし得ないのであれば、「自助」は単に「競争の促進」を意味するにすぎなくなる。それ故、「協同組合運動の自助」は、言葉の真の意味で、人びとの「自立」を支援し、自立した人びとの福祉を保障するものでなければならないのである。「自立とは、真実の意識と公正の意識によって動かされる、教養のある『自己』のことである。このように、協同組合は本質的に自己充実的であり、友愛的であるのだから、自立的で自己充実的な利点を創りだすことこそ協同組合教育の本質的な主題なのである」と⁽⁵⁾。

このように協同組合教育の基本を捉えたホリヨークは、さらに協同組合教育を通じて組合員だけでなくより多くの人びとの「自助・自立・自己充実」を実現し

ていくためのアプローチと「正しい知識」に基づいて「生き生きした生活を営む意志」を創りだすアプローチとを強調してこう締め括る。「正しい知識こそ…『適者生存』ではなく、『適者創造』の源であって、協同組合はその『適者創造』に寄与するのである。これは(協同組合にとって)不可欠な協同組合教育である」と論じて、もしこのような協同組合教育がなされないのであれば、「協同組合は専ら事業に熱中するだけとなり、単なる取り引き組織以上の道徳的勢力になり得ない」と主張している⁽⁶⁾。彼のこの指摘は、先に見たレイドロー報告の断言の一節に通じるものである。

特別なマネジメントが必要になるだろうか

協同組合のマネジメントについてレイドロー報告は次のような条件設定から始めている。

- ① 協同組合が他の企業と本質的に異なるものであるならば、特別なマネジメントが必要とされる。
- ② 協同組合運動におけるマネジャーや事業指導者は、他の企業でも要求される能力と技術を必要とするだけでなく、協同組合についての十分な理解と、事業の世界における協同組合の独自な立場とを十分理解する必要がある。
- ③ 協同組合のマネジャーは組合員を所有者として尊重し、組合員選出の指導

者と管理権を共有する。

④ 規模の大きな協同組合においては、上級のマネジメントはいくつかのチームによって遂行され、重要な課題は複雑な諸決定を調整する能力のある人たちの責任に委ねられる。

⑤ 経営研修は、職員だけでなく組合員から選出された指導者も対象とする。

⑥ マネジメントは職場における民主主義の強化に特別な配慮がなされなければならない。

このような条件設定は、協同組合のマネジメントは「協同組合の本質」から乖離してはならない、とのことを意味している。レイドロー報告は、その「第二優先分野：生産的労働のための協同組合」に見られるように、モンドラゴン協同組合企業体(MCC)に、とりわけMCCの思想的指導者であった故ドン・ホセ・マリア・アリスメンディアリエタ(1915-1976)の思想に影響を受けたように思われる。というのは、アリスメンディアリエタは、協同組合企業(協同組合事業経営体)におけるマネジメントについて次のように論じていたからである。すなわち、

① その生産要因は「資本・労働・マネジメント」であり、ガバナンスは「マネジメントに左右される」と強調し、

② 資本は労働に従属する「手段としての資本」であり、主権は労働にあること。

③ マネジャーがしばしば対応しなければならない問題は資本主義企業の問題一例えは、資本構成、科学技術の変化、コミュニケーションそれに市場予測ーと非常に類似していること。

④ しかし、協同組合のマネジャーは、資本主義企業のマネジャーが持っているすべての技倆・技能を身に付けるだけでなく、協同組合と労働者組合員によって負託された特別な技倆・技能と組合員と意思疎通を図る能力とを求められること。

⑤ マネジャーはグループから選ばれるが、マネジメント・チームと協力体制を組むゼネラル・マネジャーには理事会から職権が与えられ、また職権に対する責任が委ねられることである⁽⁷⁾。

アリスメンディアリエタがマネジメントをこのように高く位置づけたのは、MCCにおける「自治・権利・責任・参加」のあり方を彼なりに考えたからである。換言すれば、「コミュニティにおけるシチズンシップ」を「協同組合企業におけるメンバーシップ」に重ねたのである。そのことは、アリスメンディアリエタの協同組合思想を受け継いでいる有名な「MCC10原則」⁽⁸⁾からも想像できるだろう。すなわち、第1原則：開かれた加入制、第2原則：民主的組織、第3原則：労働の主権、第4原則：手段としての資本

の性格、第5原則：管理への参加、第6原則：報酬での連帶、第7原則：協同組合グループ間協同、第8原則：社会変革、第9原則：普遍的性質、第10原則：教育、である。

とりわけ第8原則「社会変革」は「モンドラゴン・システムにおける協同は社会変革のための一つの手段である」と協同を位置づけている。この「社会変革」をアリスメンディアリエタの言葉を借りて言えば、「協同は新しい社会秩序を形成する経済的、社会的過程に人びとを確実に統合する。協同組合人は、この目的を、労働の世界で正義(公正)を切望し、渴望しているすべての人たちに広げていかなければならない」ということになろう。要するに、MCCは、その剩余の大部分をバスク・コミュニティに再投資することによって「経済的、社会的過程に人びとを確実に統合」するシステム—モンドラゴン協同組合システム—を確立し発展させて新たな社会秩序の形成に貢献する、というのである。具体的には、MCCは、協同組合が産みだした剩余(利潤)の主たる部分を「新たな事業・仕事の開発」に、「コミュニティの開発・発展」に、「相互の連帶と責任に基づいた社会保障制度」に、「バスク労働者の運動を前進させる他の制度との協調」に、そして「バスクの言語と文化を発展させる共同の取り組み」に充当するのである⁽⁹⁾。アリスメン

ディアリエタの「企業の目標」は、総じて言えば、「第一は、経済を人間化し、人びとを向上させること。これは労働者の能力を信頼することと関係する。そして第二は、利潤にまさる価値があることを社会に知らしめることである」とグレッゲ・マクラウド教授は述べている⁽¹⁰⁾。

このように見えてくると、われわれはレイドロー報告におけるマネジメントとMCCにおけるマネジメントとの間に三つの大きな共通点を見いだすことができるるのである。第一は、協同組合(企業)は、組合員が所有者である—MCCでは「資本は労働に従属する」(労働の主権)—という点で資本主義企業と本質的に異なること、第二は、協同組合のマネジャーは資本主義企業のマネジャーの能力と技術(技能)を身に付けるだけでなく、協同組合の独自な立場—組合員によって負託されているという立場—を理解すること、そして第三は、マネジメントは協同組合の民主的管理・運営の基礎であり、新たな社会秩序の形成の基礎であると位置づけること、である。要するに、協同組合にあっては「協同組合の本質」から乖離してはならない「特別なマネジメント」が必要になるのである。

協同組合における 女性の位置と役割は何か

レイドロー報告は、「女性の才能と能

力が十分に発揮されている協同組合は将来大いに有利になるだろう」と述べることによって、男女の「性的役割分担」を乗り越えようとしない協同組合運動の現状を批判した。それは、協同組合運動も、社会一般と同じように、「男性支配的」であり、したがってまた、女性と男性の「位置と役割」が平等でないことを示唆しているのである。伝統的な自由主義社会は、「理性が支配する厳密な公共の領域」と、「家族生活と需要・供給の法則によって支配される市場交換に基づく私的領域」を分割し、後者は前者の「外に存在する」ものだとみなしてきた。それ故、「公共の領域」を男性が、「私的領域」を女性がそれぞれ担うことを規範とし、社会はこの規範に従うことを見しとしてきた。「公」と「私」のこの分割は、男性にとって結果的に「男性の利益に肩入れ」する都合の良い枠組みであった。協同組合運動も、実は、「男性の利益に肩入れ」するこの枠組みを払拭しないできた傾向があった。近代的協同組合の創始たる「ロッチャデール公正先駆者組合」においてさえ、女性たちは「ランク・アンド・ファイル(リーダーや役員でない一般組合員)として運動に登場することがほとんどなかったのである。協同組合運動において女性たちが活躍するようになるのは漸く^{ようや}19世紀も80年代以降のこととなるのである。

協同組合運動がこのような枠組みを完全に払拭するためには一レайдロー報告が主張しているように一何よりも「協同組合のすべての分野への参加が男女平等に基づけられていなければならない」。「公」=男性と「私」=女性という分割に基づく性的役割分担の枠組みを協同組合が乗り越え、払拭することによって男女平等に基づく「参加の倫理」が協同組合運動を深くかつ厚い人間関係として市民の間に広げていくであろう。

「男女平等」を生活の規範とするよう求められている現代にあってもなお、男女平等を実現することは必ずしも容易ではない。というのは、性的役割分担を否定する社会的枠組みが一般的にならない限り、また家族という私的領域において一男性と比べて一女性が無償の家庭内労働と社会的ケアに費やすあまりに不釣合いな時間数が改善されない限り、男性は「一家の稼ぎ手」として依然として「優位な地位」を占めることができるからである。とりわけ発展途上国ではそうである。このような文脈において最大の理論的、実践的な武器となり得るのは、市民社会における普遍的価値としての民主主義であり、シチズンシップを支えてくれる民主主義なのである。何故なら、民主主義は、単に「普遍的な真理」を追求するのではなく、シチズンシップが求める「多様な市民同士の間にさまざまな関係

を築いていこうと努力する」からである。この点で、アマルティア・セン(編集部注：インド出身の経済学者。公正と分配、貧困と飢餓等の研究によりノーベル経済学賞を受賞。哲学・倫理学・社会学・政治学にも影響を与えていている。1933-)は、次のように「民主主義と市場メカニズム」の関係を正確に捉えて女性の社会的な位置と役割を指摘し⁽¹¹⁾、われわれに協同組合運動における女性の位置と役割を想像させるのである。

「市場メカニズムが大きな成功をおさめることができるのは、市場によって提供される機会をすべての人たちが合理的に分かち合う条件が整備されている場合のみです。それを可能にするためには、基礎教育の確立、最低限の医療施設の整備、それから土地資源が農業従事者にとって欠かせないものであるように、あらゆる経済活動のために不可欠な資源を広範に分かち合い、自由に利用できることなどが実現されなければなりません。

学校教育、医療、土地改革などの充実のためには、さらに適正な公共政策も必要とされます。市場の機能をもつと活性化させるために『経済改革』が至上命令とされるような事態においてさえも、社会的チャンスの創出を図ることはきわめて重要です。このような単なる市場の育成という目的を超えた

ところで、確実な効果の期待できる慎重な公共活動が必要とされるのです。」

このように性的役割分担を否定する社会的枠組みを一般化し、また男性に比べて女性が無償の家庭内労働と社会的ケアとに多くの時間を費やしている状態を改善する社会的枠組みを構築してはじめて、すべての人びとは「市場メカニズムを通じて相互に交流し、相互の利益に結びつく活動の基礎」を創りだすことが可能となるのである。

われわれが民主主義社会において「参加の倫理」を自らの生活の規範としようとするのは、われわれの「労働・生活の質」と「地域コミュニティの質」の向上をもたらす民主的な新しい社会秩序を創りだすことに寄与するためである。そうすることによって、われわれの「自治・権利・責任」を支える「参加の倫理」を基礎に市民同士の関係をより深く、より厚くしていくことができるのである。われわれはそれを「ヒューマン・ガバナンス」と呼ぶのである。ヒューマン・ガバナンスあるいは「人間味のある統治」は、「人間の成功」を単なる量的尺度から一われわれが呼吸する空気の質、自然の美しさ、新鮮で良質な食料品の生産と味わいといったような－奥行きと厚みのある質的評価へと変えていくことを可能にするであろう。このことはまた、「市場原

理(至上)主義」の単なる金銭的尺度に対する重要な異議申し立てになるのである。こうして、男性だけでなく女性の協同組合運動への参加を通して協同組合の「自治・権利・責任」が拡充されることによって協同組合におけるヒューマン・ガバナンス、人間味のある統治が実質化されるのである。

将来に対する協同組合の関わりは どのようなものか

第1項「将来の発展へ導く指導者はどこにいるのか」で言及したように、レイドロー報告に貫して流れている協同組合イデオロギーは、協同組合は「協同組合セクター」を育成することで「巨大な企業」(Big Business)と「巨大な政府」(Big Government)という「二大権力」に対する「第三の力」としての「拮抗力」をいかにして創りだしていくか、ということである。したがって、この第10項においても「巨大な企業と巨大な政府という二大機構の癒着化傾向」を「現代経済の最も顕著な傾向の一つ」だと指摘して、協同組合セクターがこの二大機構に対抗し得る能力を育成し、維持していくことの意味を協同組合人に示唆したのである。「市民に残された唯一の別の選択肢は自分たち自身のグループ、とりわけ協同組合を形成すること」(傍点は引用者)だとレイドロー報告が強調したのは、まさに協同組合セクターの育成なしに「二大権

力」に対抗することができない、との思いからである。それ故、「将来において生き残るために決定的に重要な単位はコミュニティというグループ」である、とのレイドロー報告の指摘は正鵠を射ていると言ってよい。何故なら、その言葉に統いて、レイドロー報告は「恐るべき企業の力の時代においては、協同組合的方法こそ、それによって多くの人びとが自治に基づく共同の権利を行使し、その恩恵を享受する唯一の手段である。しかも、互いに犠牲を強いることなくそうすることができる」と断言しているからである。「互いに犠牲を強いることなくそうすることができる」とはかれの協同組合セクター論のロジックであるが、「自治に基づく共同の権利の行使」はまさに、地域コミュニティにおいて、そして地域コミュニティのために市民によって展開されるシチズンシップのコア、すなわち、「自治・権利・責任・参加」の遂行と履行の^{ホリスティック}全体論的な視点なのである。では、協同組合は、「巨大な企業」と「巨大な政府」の二大権力(機構)と一しかも、グローバリゼーションの下で一「世界の将来」のためにどのように対抗していくのか、その道筋を協同組合人は説明しなければならないであろう。

シチズンシップと協同組合 —シチズンシップと自由主義—

現代のシチズンシップのコアが「自治・権利・責任・参加」であり、また参加が「自治・権利・責任」を支えること—「参加の倫理」—について先に触れておいたが、このことは、現代のシチズンシップは民主主義と相互に依存し合う関係にあること、また特に「権利と責任」は一二元論的に対立するのではなく一相補的関係にあること、そしてこの「権利と責任」は公共生活だけでなく個人生活においても果たすべき役割をもつてゐることを意味している、とのことをわれはまず理解しておく必要がある。

ところが、自由主義の伝統にあっては、シチズンシップは何よりも「一連の個人的権利」であると定義されることから⁽¹²⁾、この「一連の個人的権利」という考えが「権利を有することは個人の自治を意味する」のだということになり、さらに「権利は、個人の利益を生みだし、他の個人あるいはコミュニティ全体による干渉を受けずに個人の潜在能力を引き出す生活空間を個人に与える」とのロジックを開することになっていくのである⁽¹³⁾。

歴史的に概観すると、例えば、権利に重要な役割を与えたジョン・ロック(編集部注：イギリスの学者、1632—1704)やトマス・ペイン(編集部注：イギリスの社会思想家、1737—1809)のような最初の自由主義理論家は、「市民は次第に大きくなっていく国家権力から守られなければならな

い」と考えたし、また「生命、自由そして財産」という「市民的自由」なしには「個人は常に専制的な政治権力のなすがままにされてしまう」と思われたのである。

要するに、ペインたちにとって国家は必要悪なのであった。ロックやペインのような古典的自由主義者は、そこで、個人は、国家が形成される以前に合理的存在であったし、自己決定的な存在であつたのだから、自動的な行為者間の契約こそが「國家の権威の基礎」なのだと主張することによって、個人はただ「国家が与えることのできる安全と引き換えに何がしかの自由を手放すこと」に同意するにすぎない、と論じるのである。

それ故、このような「抽象的な個人主義」が意味することは、彼ら古典的自由主義者が「個人とコミュニティは対立する」と理解していたということなのである⁽¹⁴⁾。そのことはまた、「責任、民主主義そして社会的権利に対する彼らの互いに矛盾する価値意識」を説明することである。

現代の自由主義者もまた、このような古典的自由主義者の「抽象的な個人主義」を受け継いでいる。すなわち、彼らは「われわれはわれわれの選択を通じてわれわれ自身の生活を決定していくのだ」と言い、権利はそのような「われわれの選択」を促進してくれるのだと考えるのである。だが、権利をそのように考える

のは、彼らが「権力」を一面的にしか理解していないからである。すなわち、自由主義者にとって「権力とは計画に即して利用され、また明白な目的のために利用される個人の能力なのである」。現代の自由主義者が権力をそのようなものだと考えているのであれば、なるほど彼らは「人種・民族、階級それにジェンダーといった権力構造が個人に対してかけてくる制約や束縛の本質を無視する」ことになるだろうし⁽¹⁵⁾、その結果、彼らはそのことが人びとの間に不平等を生み出す一つの大きな要因になっていることに気づかなくなるであろう。

しばしば言われているように、自由主義者は「資源の分配」を決める際に政治が果たす役割について懐疑的である。というのは、彼らにとって市場こそが「個人の自由の真の保証人」であり、したがって、「市場経済の主要条件」 = 「私有財産」が市民権を通じて保護されさえすればそれで十分だからである⁽¹⁶⁾。だが、新自由主義者はその程度ではすまなくなる。例えば、ハイエク(編集部注:オーストリアの経済学者、ノーベル経済学賞受賞、1899-1992)は「私の領域の不平等は免れ難いし、むしろ好ましいことでもあると考えていたので、民主主義を、精々のところ、市場の力によって決定することができない生活の領分に厳格に限定されるべき功利主義の装置であるとみなす」ので

ある。ノツィック(編集部注:イギリスの新自由主義者)はもっと先へ行き、こう主張する。「民主的なシチズンシップの行使を通じて社会的正義(公正)を追求するいかなる試みも市民権の侵害である。したがって、国家は、最も目立たないが実行可能な方法で安全を用立てる夜警として行動すればよいのである。国家はその市民の物質的な福祉に関与すべきではない。何故なら、国家が物質的に関与することは、市場によって最適に決定される資源の分配に国家が干渉することを必然的に意味するからである」⁽¹⁷⁾と。

われわれは、現代の自由主義者と新自由主義者のこのような主張や論拠に耳を傾けることに十分用心しなければならない。彼らが擁護する権利は「市場の権利」と呼ぶべきもので、それが、法人税の引き下げ、累進課税の緩和、公的サービスへの市場原理の導入、そして労働市場の規制撤廃といったことに実際に現れていることを見れば、むしろ他の多くの人びとの「市民権」を狭めているとも言えるのである。「市場の権利」によって「持てる者の市民権」が「持たざる者の市民権」を追い詰めているのである。日本でも「小泉構造改革」と呼ばれた新自由主義政策が展開されたことは記憶に新しいところであるが、われわれは現に一アメリカの「リーマン・ショック」を含め一新自由主義政策の帰結と後遺症を、すなわ

ち、さまざまな規模や範囲の経済的、社会的な格差、(長期)失業、不況、デフレーション、貧困の増大などを目撃しているのである。例えば、2009年度に支払われた「生活保護費」が初めて3兆円を超えて3兆72億円となった、と報道されたが、この数字は「2008年9月のリーマン・ショック以降、失業者が生活保護に大量に流入し、働く年齢の受給者が急増した」結果なのである。さらに報道はこう続いている。「年金だけでは生活できない高齢者世帯の増加で、生活保護受給者は増え続けている。さらに08年9月以降は生活保護を申請する失業者が増えた。保護受給世帯は昨年10月時点で過去最多の141万世帯。このうち、病気や障害がなく働く年齢の世帯は23万世帯で、2年で倍増した」と⁽¹⁸⁾。

新自由主義者と新自由主義を信奉する政治家が一本來相補的であるべき一「権利と責任」のうちの「責任の必要性」についてだけ口にするのは、それが「市場の権利」と「自己責任」を主張する彼らの論法に外ならないからである。しかしながら、彼らはシチズンシップの責任に伴ってなされるべき「政治的に積極的な行動主義をうさん臭いと思っている」のであるから、彼らが主張する「責任はシチズンシップと何の関係もないである」。キース・フォーカス教授(編集部注: 現代イギリスの社会学者)はこれを「権利の

特権化」と呼んで批判している⁽¹⁹⁾。

フォーカス教授は「近年、自由主義者がシチズンシップの責任履行能力を無視あるいは軽視することに鋭い反発が起こっている」と言い、ダニエル・ベル(編集部注: アメリカの社会学者、1919-2011)が「現代社会の矛盾したプロセス」を明らかにしている一節を引用している⁽²⁰⁾。

「西側社会が直面している経済的ジレンマは、われわれが俗物的欲求を是としてきた事実の結果である。この俗物的欲求は、道徳的見地に立とうが税を課せられようが、欲深さを抑えることに抵抗するのである。民主主義国家の市民は一次第しだいに、そしてもっともなことだが一より多くの社会サービスを受給権として要求するようになる。個人主義のエトスは、精々のところ、『人間の自由』の理念を擁護するにすぎず、また最悪の場合でも、共同社会が必要とする社会的責任や社会的な犠牲的行為から巧く逃げるにすぎないのである。要するに、われわれは、私的な対立を解決してくれる家庭生活の公共的側面あるいは人生觀における公共的側面に対し規範的な責任を何ら負わないのである。」

この一節は「自由主義の危機」に関する諸課題を言い当てている。すなわち、

「自由主義という名の個人主義」は民主主義やシチズンシップに対して「自分本位の態度や道具主義的な態度」を助長してきたこと、民主主義やシチズンシップを「共同生活の表現」としてみなさずに「自己の利益を促す方法」とみなしていること、それに「権利は大いに要求するが、責任はまったく受け入れない」ことである⁽²¹⁾。それでは、どうすればわれわれはこれらの課題を克服できるのか。その方法は「全体論的シチズンシップ・アプローチ」である、とフォーカス教授は指摘する。このアプローチは「権利と責任を、本質的に対立するものとしてではなく、相互に支え合い、相補い合うものとして捉える」ことを意味しているのである⁽²²⁾、と。

「自由主義」の名誉ために言っておかねばならないが、自由主義が「権利の平等」を普遍化していくのに大いに与って力のあったことは歴史的事実である。アダム・スミス(編集部注：1723-1790)は「生命・自由・財産」の権利をすべての個人の神聖な権利だと主張したし、『コモン・センス』を著したトマス・ペインはフランス革命を支持して「フランスの名誉シチズンシップ」を与えられた。古典的自由主義者は、権利がシチズンシップの意識を高めていくのに果たす役割の重要性を正しく理解していたのである。それとは対照的に、現代の自由主義者や新自由

主義者は、簡潔に言えば、「権利」を正しく理解していないのである。彼らは、「権利は統治の問題、すなわち、公正な資源分配や社会の秩序・規律の維持といった問題を成功裡に解決するのに決定的に重要である」ことを正確に理解せず、また「何故、そのような権利が重要なのか」を追究する機会を無視あるいは軽視してしまうのである。だが、権利こそ「政治的行動の延長線上にある」こと、権利こそ「敬意をもって個人を思いやるのに値するものだと明確に理解する」こと、権利こそ「正義(公正)の原則に従って、またコミュニティの各構成員のステータスは平等であるという認識に従って、資源を分配する一つの方法として測り知れない価値を有している」こと、そして権利こそ「社会的な安定を持続させるのに果たすべき重要な役割をもっている」こと、これらのことわざわれわれは正しく認識しなければならないのである⁽²³⁾。

シチズンシップと協同のアプローチ

そこで、われわれは、現代の自由主義や新自由主義が前提としている「原子論的社会像」—アマルティア・セン教授の言葉を借りて言えば、「専ら自己の利益しか考えない合理的な愚か者」という人間像—は幻想であることを強調しなければならない。何故なら、「各個人の生活過程は他の人たちの生活と密接に関係して

いるからである。個人は一人ひとりさまざまな仕方で相互に結び合っているのである」。第1に、「人びとは、政治的動物として、集団で討論し、協議することによってはじめて共通するガバナンスの制度を方向づけ、決定することができる」。第2に、「個々人もまた、経済的分業によるサービスの遂行と財の供給のために依存し合っているのである」。このことが意味していることは、「富の生産一実際には商品の販売と購買である」と市場の相互作用は「個々人がお互いに何の関係もなく、その場限りで市場選択に参加しているかのように」個々人を参加させはしないし、またそのように参加させることなどできない」ということである⁽²⁴⁾。このことについて再びセン教授の言葉を借りて言えば、「市民としての人びとは、人間の多様性に関心を持ち、その多様性に基づく平等や公正を主張し、また社会倫理、慎重さ、自己の利益の判断、それに社会的義務、自発的責任などを踏まえて行動する」のであって、人びとのこのような行動は経済行為においても見られるのである。こうして「自由主義者の言う『原子化された合理的消費者という神話』が一掃される」。第3に、人びとはすべてその個人生活においても一生のうちのほとんどを相互依存関係のなかで過ごし、ある時期には人をケアし、またある時期には人にケアされるのである。そ

して第4に、結局のところ、われわれすべては自然環境保護に責任を持つよう行動することで自然と相互に依存し合う関係の下で生命を維持していくのである⁽²⁵⁾。

かくして、人はすべて経済的にも社会的にも相互に依存し合い、作用し合うのであるから、シチズンシップは「個人の人格がコミュニティに根づいていることを明確に認識するステータスである」と位置づけていること、したがって、シチズンシップは「個人の自治」をまったく否定しないことを確認するアプローチを展開することができるのである。そのアプローチこそ「全体論的シチズンシップ論」である。自由主義者のように「市場の権利」だけを取り上げ、また個人的権利を重視し責任を軽視する自由主義に反対するコミュニタリアンがそうであるように人びとに義務や責務を強く要求して「責任」だけを取り上げるのは、シチズンシップの一つの側面だけを議論して結論づけてしまう危険を冒すことになるのであるから、シチズンシップを正しく理解するのには「権利と責任の相互依存(相補的関係)」の意味を理解している「全体論的シチズンシップ論」が求められることになるのである。全体論的シチズンシップ論は「人は誰でも他者に依存しなければならない」とは決して言わない。そうではなく、それは「シチズンシップの遂行を妨げる障害物を取り去るよう努力す

る」ことを主張するのである⁽²⁶⁾。フォーケス教授は、この論点について次のように述べて、「参加の倫理」の意味を確認するのである⁽²⁷⁾。

「われわれはシチズンシップの遂行を妨げる障害物を取り去るよう努力しなければならない。その点で決定的なことは、シチズンシップの物質的な基礎を認識することと、また個々人が保持している資源や資力と、彼らが自らの『権利と責任』を進んで遂行しようとする『意志と機会』との直接的な関係を認識することである。このことは、もちろん、社会が市民に一連の責任を求める 것을妨げない。しかしながら、責任と権利は、それらが正当であるとみなされるのであれば、自由主義が提唱するよりもずっと広い範囲にわたる『参加の倫理』に結びつけられなければならないし、したがって、この倫理は広い範囲にわたる社会的権利(社会保障の権利)によって支えられなければならないのである。」

フォーケス教授のこのアプローチにはセン教授の「協同のアプローチ」と重なる部分がある。セン教授の「協同のアプローチ」は、「労働と生活の質」の向上と「地域コミュニティの質」の向上を実現していくプロセスであり、「人間的な経済と

社会にとっての中心的戦略」なのであって、市民たる人びとの自治と自発的参加に基づいて彼・彼女たちの権利—労働の権利、教育の権利、生存の権利など—と政治的自由を実現していく社会構成的な機能・役割を意味する。換言すれば、「協同のアプローチ」は、市民たる人びとがシチズンシップを基礎にして民主主義を確立し、その民主主義を基礎に市民たる彼・彼女たちが「権利」を行使し、「責任」を履行することにより自らの福祉厚生を、したがって、自らの「暮らしぶり」を自由に選択することを可能にするアプローチなのである。そしてセン教授は協同組合に向かってこう強調するのである⁽²⁸⁾。

「協同組合は、市民たる民衆のために市場メカニズムを長期的かつ有効に機能させようとするならば、彼・彼女たちにとっての社会的平等と社会的正義(公正)を創りだしていく『グローバルな倫理』の基盤を広げていくよう努めなければならない。グローバルな倫理はグローバルな経済的、社会的な諸関係の規範をより強固にし、より確かなものにしていくからである。その意味で、協同組合にとって『参加の役割』はこれまで協同組合によって実践されてきた伝統的な役割を超えたそれでなければならないのである。…したがって、「協同のアプローチ」もこれま

での協同組合の機能よりもはるかに広い展望のなかで捉えられなければならないのである。」

むすびに代えて —シチズンシップとメンバーシップ—

これまで論究してきたように、「自治・権利・責任・参加」をコアとするシチズンシップは、現実の社会で労働し生活している市民が自らの「労働・生活の質」と「地域コミュニティの質」の向上を達成するためにあるいは新たな社会秩序の形成を目指すために行動し運動するための重要なアプローチを示唆したり、明示したりしてくれた。とりわけ「権利と責任の相補的関係」は公共的領域におけるだけでなくわれわれの日常の家庭生活においても、すなわち、われわれの私的領域においても適用されるべきアプローチを示唆してくれているように思われる。自由主義的伝統は「公」と「私」を分割することによって市民生活全体のなかにシチズンシップを適用させない部分をつくってきた。古典的自由主義者はシチズンシップを「一連の個人的権利」とみなすことによって「個人の自治」を要求し、その結果、「個人の利益」の実現を図っていく、というロジックを展開した。これは政治的、経済的に狭い人間関係に限定された「公」の部分であり、この部分は「理性が働く」部分なのである。こうし

て、現代の自由主義も—「個人は国家よりも以前に合理的存在であったし、自己決定的存在であった」と主張する—古典的自由主義を受け継いだ「抽象的な個人主義」を前提にしたシチズンシップ論を開拓するのである。実は、このロジックは、現代の自由主義者、とりわけ新自由主義者が展開しているロジックと基本的に変わりはないのである。

それ故、現代の市民生活で必要なことは、シチズンシップを深く意識することによって、「一方での人間としてのアイデンティティと他方での市民としてのアイデンティティとの間には〔公〕と〔私〕の分割などあり得ない」ことを理解することである⁽²⁹⁾。そう理解することによって、協同組合におけるメンバーシップもシチズンシップに接近することになるのである。すなわち、協同組合におけるメンバーシップは組合員の「自治・権利・責任・参加」によって支えられ、また組合員の「権利と責任」は一対立するのではなく一相補い合って自治を高め、参加を実質化していくのである。それ故、協同組合のメンバーシップは、レイドロー報告が指摘しているように、またモンドラゴン協同組合企業体の原則が示しているように、世界の至る地域や地方で取り組まれ、実践されている「新しい社会秩序の形成」に貢献し得る大きな潜在可能性を有しているのである。その意味で、協

同組合のメンバーシップは現代のシチズンシップを実質化していく一つの有力なパワーを持つてゐるのである。レイドロー博士が望んでやまなかつた「協同組合セクター」の形成と成長は、協同組合運動における「シチズンシップとメンバーシップの協調」にある、と私は想像しているのである。

(注)

1. A.F.レイドロー著・日本協同組合学会訳『西暦2000年における協同組合』日本経済評論社、1989年、pp.14-17. (ただし、引用文の一部は筆者による。)
2. レイドロー報告はその同じ「教育の軽視」においてこう述べている。「事業の成長に合わせて教育経費を増やしているという報告ができる協同組合は少ないし、現在の教育計画が30年ほど前と同じくらい活発であるという報告ができる協同組合も少ない」。
3. アーノルド・トインビー (Arnold Toynbee 1852-1883) は、「産業革命」(Industrial Revolution) という言葉を定着・普及した経済史家であり社会改良家でもあった。「オックスフォード大学ペイリオル・カレッジに学び、フェロー、講師」となったトインビーは「労働者階級の向上発展に関心」を払った。ロンドンにあるトインビー・ホールは「彼の社会改良事業を記念して建てられた。…没後、経済史の連続講義である Lecture on the Industrial Revolution in England (1884)がアシュレー等の門下生の聴講ノートをもとにして編集・発行される。ペイリオル・カレッジの経済学講師の後任には（アルフレッド）マーシャルが就くことになる。」(経済学史学会編『経済思想史辞典』丸善株式会社、2000年、p.267.) 1882年の協同組合大会でのトインビーの発言は彼の没する1年前のことであった。後任のマーシャルも労働者の労働・生活条件に关心を払い、トインビーと同じようにイギリス協同組合運動に参加している。レイドロー報告は2箇所でマーシャルの言葉を引用している。「他の運動は高い社会的目標を持っている。他の運動は広い事業基盤を持っている。協同組合のみが双方を持っている」(日本語訳、p.100)。「協同組合運動のより高度な活動のために、世界はまさに準備を整えつつある」(同上、p.192)。
4. 『ロッチャーデールの先駆者たち』(『民衆による自助：ロッチャーデール先駆者たちの歴史』)は1968年(初版)にGeorge Jacob Holyoake が著した *Self-Help by the People; History of the Rochdale Pioneers* の1892年版を財協同組合経営研究所が翻訳したものである。
5. G.J.Holyoake, "Essentials of Co-operative Education", *The Labour Association 1898*, pp.4-5.
6. *Ibid.*, p.6
7. アリスメディアリエタはトップ・マネジャーを脳外科医になぞらえてこう述べている。「資質豊かな脳外科医を輩出するためには年にわたって研究と研修が行なわれる所以であるが、そうすることによって脳外科医は、人の生命がそれによって左右される、ほんの一瞬に意思決定をなすことができるようになるのである」(グレッグ・マクラウド著・中川雄一郎訳『協同組合企業とコミュニティ：モンドラゴンから世界へ』日本経済評論社、2000年、p.89)。
8. 「MCC10原則」は、モンドラゴン協同組合グループがICA原則を独自に発展させて適用した原則であり、1987年に10月に開催されたモンドラゴン協同組合会議により採択された(ホセ・アリスメンディ著・石塚秀雄訳『アリスメンディアリエタの協同組合哲学：スペイン・モンドラゴン協同組合の創設思想』みんけん出版、1990年、pp.352-354)。)
9. 同上、pp.50-51.
10. 同上、p.121.
11. アマルティア・セン著・大石りら訳『貧困の克服』集英社、2002年、pp.22-23.
12. Keith Faulks, *Citizenship*, Routledge.

- p.56.
13. *Ibid.*, p.56.
14. *Ibid.*, pp.56-57. ヘーゲルは「政治的コミュニティ」という表現を決してしなかった。実際、ヘーゲルは「コミュニティ」(Gemeinwesen)という言葉そのものをほとんど用いなかった。その代わりに彼は一「政治的コミュニティ」を思い浮かべる時には一それを「国家」と称した。ヘーゲルにとって国家はまた、政治的に組織された主権を有する倫理的コミュニティであった。
15. *Ibid.*, p.58.
16. *Ibid.*, p.62. 古典的自由主義者が「市民権」を「自然権」とみなし、その市民権を「国家の形成に先立つ存在」として論じたのはこのためである。「実際、自由主義者は民主的意思決定の合法的な範囲を制限しようとする。J.S.ミルのような急進的自由主義者でさえ、19世紀でもなお一般大衆に政治的権利を拡大することに慎重であった。ミルは、大衆が私的領域の自由にさまざまな制限を押しつける「多数者の専制政治」の展開を恐れたのである。…『シチズンシップの政治的権利は、市民権と違って、資本主義制度にとって大きな潜在的危険性を包み持っていたのである』」(*Ibid.*, p.62.)。
17. *Ibid.*, pp.62-63.
18. 朝日新聞朝刊(2011年1月22日付)。この新聞報道から約2週間後に「生活保護世帯」は約142万7,000世帯、そのうち高齢者世帯が約2,259、母子家庭世帯が約1,000、障害者世帯が約1,250、それに失業者・その他の世帯が約2,800それぞれ増加し、生活保護受給者は約197万7,000人、とテレビ・ラジオは報道している。
19. Keith Faulks, *op.cit.*, pp.68-69.
20. *Ibid.*, p.69.
21. *Ibid.*, pp.69-70.
22. *Ibid.*, p.73.
23. *Ibid.*, p.74.
24. *Ibid.*, p.80.
25. *Ibid.*, p.80.
26. *Ibid.*, p.81.
27. *Ibid.*, p.81.
28. Amartya Kumar Sen, *Cooperazione e Etica Globale*, 27 Ottobre 1998, p.6. (菅野正純訳「協同とグローバルな倫理:協同の民主主義とグローバリゼーション—両者の共存は可能か」協同総合研究所「協同の発見』第85号所収、1999年5月、p.11.)
29. Keith Faulks, *op.cit.*, p.124.

中川 雄一郎 (なかがわ・ゆういちろう)

- ・1946年生まれ
- ・明治大学 政治経済学部
- 公共政策大学院 教授 経済学博士
- ・英国ヨーク・セント・ジョン大学
- 名誉博士
- ・日本ロバート・オウエン協会 会長
- ・日本協同組合学会 元会長
- 〔主な著書〕
- ・『非営利・協同システムの展開』
　　共編著 日本経済評論社 2008年
- ・『社会的企業とコミュニティの再生』
　　大月書店 2005年 (増補版2007年)
- ・『キリスト教社会主義と協同組合』
　　日本経済評論社 2002年 ほか多数